

太田地区振興会規約

(目的)

第1条 身近な地域課題を掘り起こし、自ら解決するために考え、実践することによって、活力ある住みよい地域づくりに資するべく、地区振興会を設置する。

(名称及び構成)

第2条 名称は、太田地区振興会（以下「本会」という。）と称する。

2 本会は、太田地区に居住する住民及び太田地区に勤務する者で会長が認めた者で組織する。

(事務所)

第3条 本会の事務所を太田振興センター内に置く。

(事業)

第4条 本会は、住みよい地域づくりを目指して以下の事業を行う。

- (1) 青少年の健全育成、教育、子育てに関する事業
- (2) 地域福祉、ボランティア育成活動に関する事業
- (3) ゴミの減量、生活環境、自然環境に関する事業
- (4) 交通安全、防火、防犯等生活安全に関する事業
- (5) まちづくりや地域の生活道路整備などに関する事業
- (6) 地域の活性化を目的とした学習会開催事業
- (7) コミュニティだよりの発行
- (8) 太田振興センターおよび太田地区社会体育館の管理運営に関する事業
- (9) 花巻市及び関係団体に対する要望等その他目的達成のための事業

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 幹事 若干名（各集落代表、太田地区自治公民館連絡協議会代表、太田地区青年代表、太田地区女性代表）
- (4) 事務長 1名
- (5) 専門部会長 若干名
- (6) 監事 2名

2 本会に必要な応じて顧問を置くことができる。

3 顧問は会長が委嘱する。

(役員を選出)

第6条 役員を選出は、それぞれ次のとおりとする。

会長、副会長、幹事、事務長、監事は、総会で選出する。

(役員職務)

第7条 役員職務は次のとおりとする。

(1) 会長は、本会を代表し会務を総括する。

(2) 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときまたは欠けたときはこれを代理する。

(3) 幹事は、本会事業の執行に当たる

(4) 事務長は、本会の事業の企画及び会計、庶務を担当するものとする。

(5) 監事は本会の会計を監査し総会にこれを報告する。

(6) 顧問は本会に対し、指導助言を行う。

2 役員任期は、2年とし再任を妨げない。

3 役員に欠員が生じたときは、役員補充をすることが出来るが、任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第8条 本会の会議は、総会、役員会及び常任委員会とし、総会は毎年1回、役員会、常任委員会は必要に応じて随時開催するものとする。

2 会議の開催は、会長が召集するものとする。

3 役員会、常任委員会の会議の座長は会長が行うものとする。

4 本会の構成員数の半数以上の要請があったとき、又は会長が必要と認めるときには臨時に総会を開催することが出来るものとする。

(総会)

第9条 総会は、各集落から選出された5名及び各種団体の代表を代議員(任期2年)として構成するものとする。

2 総会は構成員の半数以上(委任状を含む。)の出席者をもって成立し、その議事は出席者の過半数で議決する。可否同数の場合は、議長がこれを決する。

3 総会には次の案件を付議するものとする。

(1) 事業計画及び予算

(2) 事業報告及び決算

(3) 役員選出

- (4) 規約の改正
- (5) その他本会に関する必要な事項
(役員会)

第10条 役員会は、総会の議決に基づき、次の事項を審議執行する。

- (1) 事業計画及び予算
- (2) 事業報告及び決算
- (3) 事業全般についての協議
- (4) その他会長が必要と認めた事項
(常任委員会)

第11条 本会に常任委員会を置く。

- 2 常任委員会は会長、副会長、事務長及び区長会会長、区長会副会長、各専門部の部会長で構成する。
- 3 常任委員会は毎年度実行する事業要望及び花巻市、関係団体に対する要望を協議する。
(専門部会)

第12条 本会に専門部会を置く。

- (1) 総務企画部
 - (2) 生活環境部
 - (3) 教育振興部
 - (4) 保健福祉部
 - (5) 地域安全部
 - (6) 産業振興部
- 2 各専門部の部員は、地区内の各種団体、行政区の推薦に基づき構成する。
 - 3 各専門部会は、部会長及び副部会長を選出する。
 - 4 専門部会は、部会長が招集し、会議の議長となる。
 - 5 各専門部会は、毎年度実行する事業の企画、調整、実行を行う。

(会計)

第13条 本会の経費は、市交付金、その他収入をもって充てる。

- 2 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。
- 3 新たな会計年度が始まって当該年度の予算が議決されていない場合は、議決されるまでの間、会長は、第9条第3項第1号の規定にかかわらず、次の事務について、役員会に諮り、執行できるものとする。
 - (1) 議決されるまでの間の事務処理に必要な経費の交付金前払い申請
 - (2) 議決されるまでの間の事務処理に必要な経費の支出
 - (3) 議決されるまでの間必要なその他の事務

(情報公開)

第14条 本会の会議はすべて公開を原則とする。

2 地区住民は随時、本会の議事録を閲覧することが出来る。

(委任)

第15条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、会長が役員会に諮り別に定める。

附則

(施行期日)

この規約は、平成19年4月30日より施行する。

この規約は、平成21年4月19日から施行する。

この規約は、平成22年4月18日から施行する。

この規約は、平成23年4月1日から施行する。

この規約は、平成24年4月1日から施行する。

この規約は、平成28年4月1日から施行する。